

令和8年度 静岡県薬物乱用対策推進方針



一回
らい
丈夫
味な
から
だっ
いっ
て！
ち
思い
出し
た
…こ
れ吸
っ

**大麻の不安、
あなたを守る
相談あります。**

薬物乱用通報・相談窓口 ささいな
054-221-3317

静岡県薬事課 × 静岡デザイン専門学校 グラフィックデザイン科 松林 心菜

静岡県薬物乱用対策推進本部

令和8年5月策定

表紙は、令和7年度薬物乱用通報・相談窓口周知ポスター制作 優秀作品

学校法人静岡理工科大学静岡デザイン専門学校 松林心菜さんの作品

目 次

I	基本的な考え方	1
II	薬物情勢	4
III	薬物乱用対策推進方針	6
	方針の柱1 広報及び啓発活動の推進	6
	（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進	
	（2）地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進	
	（3）大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進	
	方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底	11
	（1）薬物事犯の取締りの徹底	
	（2）危険ドラッグ対策の徹底	
	（3）医薬品等取扱施設への監視指導の徹底	
	方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底	13
	（1）薬物依存者及びその家族への支援の充実	
	（2）相談体制の充実強化	
	（3）適切な医療保護対策の実施	
IV	参考（薬物情勢）	16
	1 薬物乱用の状況	16
	2 覚醒剤乱用の状況	17
	3 大麻乱用の状況	21
	4 危険ドラッグ乱用の状況	23
	5 MDMA等錠剤型合成麻薬乱用の状況	24
	6 シンナー等有機溶剤乱用の状況	25
	7 外国人による薬物事犯の状況	26
	8 医薬品の過量服薬（オーバードーズ）の状況	27
	9 静岡県における薬物相談の状況	29
V	資料	31
	第六次薬物乱用防止五か年戦略の概要	31
	「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要	32
	静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱	35

I 基本的な考え方

1 方針の趣旨

静岡県内における令和7年の薬物事犯検挙者数を見ると、覚醒剤事犯検挙者数はこれまでの減少傾向から増加に転じた。また、大麻事犯検挙者数は、高止まりの状況にある中、10代・20代の青少年が7割以上を占める状態が継続し、「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える極めて憂慮すべき状況にある。

この背景には、SNSの普及等により、違法薬物に関する様々な情報へのアクセスが容易となっているほか、特に大麻の危険性については、「身体への悪影響はない」「依存性が低い」といった誤った情報が氾濫していること、若年層が大麻を入手しやすい環境にあること、また、一部の国や州における大麻の合法化について、その背景や合法化の範囲、使用に係る制限等の正確な情報が伝わっていないことなどが要因と考えられている。

このほか、外国人の薬物事犯検挙者数が前年からほぼ倍増しており、こちらの状況にも注意が必要である。

一方で、近年、若年層を中心に、風邪薬や咳止め等の医薬品の過量服薬（いわゆるオーバードーズ）の広がりも懸念されており、県内の小学校・中学校・高等学校においても、多くの事例が確認された。

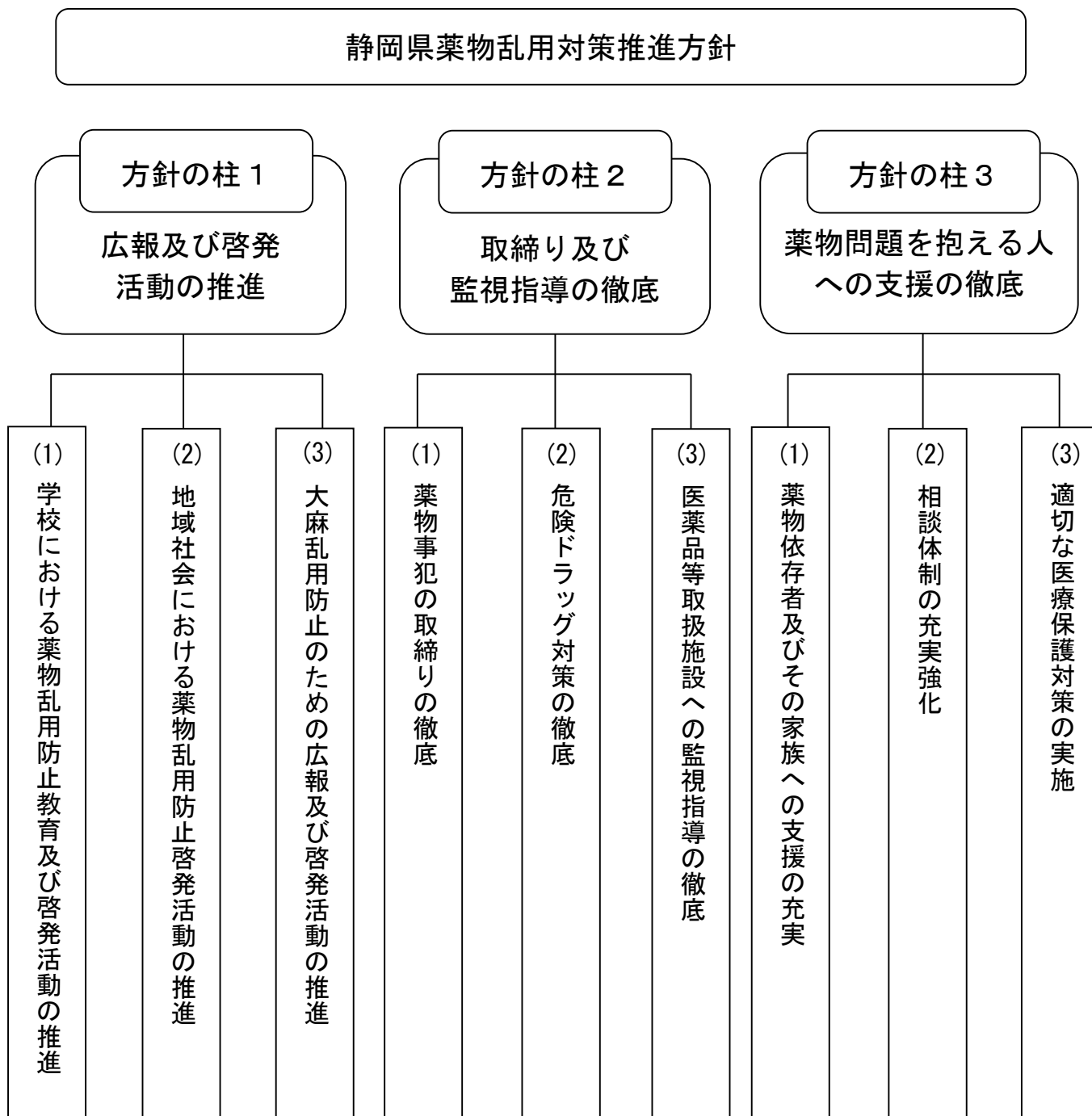
そのような中、令和8年5月に施行された医薬品医療機器等法の改正により、「指定濫用防止医薬品」の販売規制が強化されたところである。

このような状況を踏まえて、令和5年8月に国が策定した第六次薬物乱用防止五か年戦略との整合を図りつつ、本県の実情に応じた今年度の薬物乱用防止に関する基本的な方針を定めるものである。

県民の安全・安心な生活を守るため、静岡県薬物乱用対策推進本部の下、関係機関が連携し、総合的に本県の薬物乱用対策を推進する。

2 方針の構成

本方針では、「広報及び啓発活動の推進」、「取締り及び監視指導の徹底」及び「薬物問題を抱える人への支援の徹底」を3つの柱に掲げ、その柱の下に、9つの取組の方向と69の具体的な取組を設定している。



3 実施機関

企画部	広報戦略課 総合教育課
くらし・環境部	県民生活課 くらし交通安全課
健康福祉部	福祉長寿局地域福祉課 こども若者局私学振興課 障害者支援局障害福祉課 生活衛生局薬事課
経済産業部	就業支援局産業人材課 就業支援局職業能力開発課 農業局農業ビジネス課 水産・海洋局水産振興課
教育委員会	健康体育課 社会教育課
警察本部	生活安全部人身安全少年課 刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課
厚生労働省 東海北陸厚生局麻薬取締部	捜査第二課

Ⅱ 薬物情勢

1 令和7年における全国の薬物情勢

- 薬物事犯の検挙者数は、近年、おおむね横ばいで推移しているところ、14,820人（前年比+960人）と前年より増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、6,395人（前年比+271人）と前年より増加し、押収量も1,628.6kg（前年比+219.6kg）と前年より増加した。再犯者率は64.6%（前年比-2.0%）と前年より減少した。
- 大麻事犯の検挙者数は、6,832人（前年比+754人）と前年より大幅に増加し、過去最多となった。また、検挙者のうち、10代・20代の青少年が占める割合は73.3%（前年比-0.4%）と依然として高い割合を占めている。押収量は、乾燥大麻が428.4kg（前年比+110.4kg）、大麻草が4,503本（前年比-1,374本）、大麻濃縮物が大幅に増加し、315.3kg（前年比+247.7kg）であった。
- 危険ドラッグの検挙者数は、366人（前年比-291人）と前年より大幅に減少した。このうち、指定薬物に係る検挙者数が246人（前年比-152人）、麻薬取締法違反による検挙者数が120人（前年比-139人）とそれぞれ減少した。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMA等合成麻薬の検挙者数は、284人（前年比+37人）と前年より増加し、押収量も302,432錠（前年比+76,313錠）と前年より増加した。
- 薬物事犯検挙者のうち、外国人の検挙者数が1,502人（前年比+214人）と前年より増加した。

2 令和7年における静岡県内の薬物情勢

- 全国における薬物事犯の検挙者数が増加したのと同様に、静岡県の薬物事犯の検挙者数は、406人（前年比+57人）と前年より増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、220人（前年比+76人）と前年より大幅に増加し、令和3年から4年ぶりに大麻事犯の検挙者数を上回った。押収量も525g（前年比+468g）と前年より増加した。また、再犯者率も68.2%（前年比+0.8%）と依然として高い水準で推移している。
- 大麻事犯の検挙者数は、166人（前年比+1人）と高止まりの状況にあり、さらに、検挙者のうち、10代・20代の青少年が占める割合は72.3%（前年比-4.1%）と令和5年以降3年連続で7割を超えており、青少年における大麻の乱用が継続している。押収量は、乾燥大麻が4,700g（前年比-3,648g）、大麻草が224本（前年比-77本）と減少する一方、大麻濃縮物が大幅に増加し、6,360.6g（前年

比+6,069.4g)であった。

- 危険ドラッグの検挙者数は、6人（前年比－2人）と根絶には至っていない。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMA等錠剤型合成麻薬の検挙者数は、3人（前年比－19人）、押収量は41錠（前年比－6,657錠）と前年より大幅に減少した。
- 薬物事犯検挙者のうち、外国人の検挙者数が51人（前年比＋23人）と前年からほぼ倍増した。

3 令和7年における静岡県のオーバードーズの状況

- 県内の小学校・中学校・高等学校におけるオーバードーズ実態調査では、情報提供件数は116件あった。
- 静岡市及び浜松市消防局におけるオーバードーズが疑われる救急搬送人数は、353人（前年比＋15人）と年々増加傾向にある。

Ⅲ 薬物乱用対策推進方針

方針の柱 1 広報及び啓発活動の推進

<取組の方向>

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進
- (2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進
- (3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- 新規** ○ 外国人学校において、写真等の視覚資料を活用し、国籍や言語に関わらず理解しやすい薬物乱用防止講習会を開催する。 【薬事課】
- 新規** ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対して、オーバードーズの危険性や法規制等に関する研修会を開催する。 【健康体育課、薬事課】
- 重点** ○ 小学校、中学校及び高等学校の全校において開催している薬学講座について、講義型から対話型に転換し、児童・生徒が主体的に学ぶことにつながる効果的な講座を開催する。
【私学振興課、健康体育課、人身安全少年課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 重点** ○ 小学校、中学校、高等学校、工科短期大学校等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示、リーフレットの配布、学生便覧、学校のホームページへの掲載、薬物乱用防止講習会動画の発信等による啓発活動を行う。
【総合教育課、私学振興課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課、健康体育課】
- 重点** ○ 大学、専修学校等において、新入生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催する。 【人身安全少年課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 重点** ○ 新入生ガイダンス、校内生活適応訓練、長期休暇前の生活指導、若年者訓練、離転職者訓練、消費生活出前講座等を通じて、薬物乱用の危険性や有害性の指導を行うとともに、保護者会、父母会を通じて、家庭での生活指導への協力を求める。 【総合教育課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課】

- 重点** ○ 校内、寮内等における生活指導により、学生の薬物乱用の未然防止に努める。
【職業能力開発課、水産振興課】
- 薬物乱用防止教室等に麻薬取締部職員を講師として派遣し、薬物乱用の危険性を訴える啓発活動を行う。
【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 新規採用養護教員研修会において、学校薬剤師による薬物乱用防止教育に係る講義や演習を通じて、情報交換を行う。
【健康体育課】
- 県内の高等学校が組織する生徒指導地区研究協議会において、薬物乱用防止教育を含む問題行動について情報交換を行うとともに、学校における薬物乱用防止に係る指導の充実を図る。
【私学振興課】
- 薬物を含む有害情報から青少年を守るため、小学生及び中学生の保護者を対象に、フィルタリング利用率の向上や家庭内におけるネットルール作りを推進する。
【社会教育課】
- 効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、各保健所における薬物標本、啓発用パネル、啓発用DVD等の啓発資材の充実を図る。
【薬事課】

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- 重点** ○ 静岡県青少年の被害・非行防止強調月間（7月）における重点課題として「薬物乱用対策の推進」を設定し、オーバードーズ防止について、市町と連携した啓発活動を実施する。また、子供・若者育成支援強調月間（11月）における大会やキャンペーンを通じて薬物乱用防止に関するリーフレットの配布を行う。
【社会教育課】
- 重点** ○ 市町と連携した青少年を取り巻く有害環境の実態把握や興行場や深夜営業店、携帯電話販売店等に対する立入調査により静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適正な履行状況の確認を行う。
【社会教育課】
- 重点** ○ 薬物の乱用による弊害を広く一般に啓発するため、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会の開催や薬物乱用防止啓発講演を実施する。
【東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 薬物乱用を身近な社会問題と捉え、薬物乱用を拒絶する県民意識の形成を図るため、静岡県薬物乱用防止県民大会を開催する。【薬事課】
- 広報紙「県民だより」、広報紙「防犯まちづくりニュース」、SNS（LINE、X、Facebook、YouTube等）、ホームページ、デジタルサイネージ、ラジオ等の媒体を活用した薬物乱用防止に関する効果的な広報活動を行う。
【広報戦略課、くらし交通安全課、人身安全少年課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 地域の青少年声掛け運動推進研修会や新任立入調査員研修会において、薬物乱用防止を含む青少年の非行防止を推進するため、市町担当者等を対象に薬物乱用防止の意識の向上を図る。【社会教育課】
- 再犯防止啓発月間（7月）において、薬物乱用防止を含む防犯まちづくり推進のための啓発活動を行う。【くらし交通安全課】
- 静岡県再犯防止推進協議会や再犯防止推進担当者会議等を通じて、薬物乱用を含む再犯状況の情報交換・情報共有を図り、関係者の再犯防止に向けた連携を強化する。【くらし交通安全課】
- 薬物乱用防止活動に協力する事業所と連携し、事業者の自主的な取組（ケーブルテレビ事業者によるテロップ配信等）により、地域・職域における薬物乱用防止の意識向上を図る。【薬事課】
- 薬物乱用防止活動で連携している企業、団体等の新入社員等を対象とした講習会を開催する。【薬事課】
- 薬物乱用防止指導員等に対する研修会を開催し、指導員による地域での啓発活動の推進を図るとともに、薬物乱用防止活動が顕著であると認められる指導員等を薬物乱用防止功労者として表彰する。【薬事課】
- 労政会館や技術専門校等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示や、リーフレットの配架を行い、施設を利用する県民への啓発活動を行う。
【産業人材課、職業能力開発課】
- 報道機関等の協力を得て、薬物乱用の危険性や有害性を積極的に県民に情報発信する。【薬事課】

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月）及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月）の実施期間において、薬物乱用防止指導員及び関係団体の協力を得て、街頭キャンペーンを中心とした啓発活動を実施する。

【職業能力開発課、薬事課】

- 包括連携協定を締結しているコンビニエンスストア等の協力の下、薬物乱用防止に関するポスターの掲示やリーフレットの配架等を行う。 【薬事課】

- マスコットキャラクターによる薬物乱用防止を訴えるマーキングを施した公用車を活用した啓発活動を行う。 【薬事課】

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- 重点** ○ 学生との協働により、大麻の危険性や有害性を若年層に分かりやすく伝えるための啓発動画を制作し、Instagram等のWEB動画広告を活用して、県内の10代・20代の青少年の個々の端末に直接啓発動画を発信する。 【薬事課】

- 重点** ○ 勤労青少年ホーム、技術専門校、保健所等において、大麻乱用防止のためのポスターの掲示や、リーフレットの配架等を活用した10代・20代の青少年に対する啓発活動を行う。 【産業人材課、職業能力開発課、薬事課】

- SNS（LINE、X、Facebook、YouTube等）、ホームページ、ラジオ、繁華街や主要駅に設置されたデジタルサイネージ等の広報媒体を活用して、大麻の危険性や有害性を訴える効果的な広報活動を行う。

【広報戦略課、人身安全少年課、薬事課】

- 県高等学校体育連盟主催大会において、生徒等に対し、大麻乱用防止啓発動画を放映する。 【健康体育課】

- 6月及び7月を広報強化月間（全国薬物乱用防止広報月間）に指定し、大麻乱用防止のためのリーフレット、警察署広報紙、交番等のミニ広報紙の配布等を行う。 【薬物銃器対策課】

- 静岡県宅地建物取引業協会と連携して、一人暮らしを始める若者を中心に、大麻を含む薬物乱用防止リーフレットを配布し、大麻の危険性や有害性の正しい知識の周知を図る。 【薬事課】

- 若年層への薬物乱用防止教育の更なる充実を図るため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の講師を対象に、大麻に係る最新情報等を盛り込んだスキルアップ研修会を開催する。 【薬事課】

- 若年層に対して効果的な大麻乱用防止に関する広報を行うため、学生との意見交換会を開催する。 【薬事課】

方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物事犯の取締りの徹底
- (2) 危険ドラッグ対策の徹底
- (3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 重点** ○ 組織的かつ広域的な薬物密輸入・密売事犯、大麻や覚醒剤等の薬物事犯、指定薬物販売事犯、薬物乱用者に対し徹底した取締りを行う。

【薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 薬物犯罪を取り締まる国及び地方自治体の取締関係機関で構成される麻薬取締協議会において、薬物供給の削減を目的とした薬物取締対策についての関係機関との情報交換等を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（県青少年環境整備条例）」に基づき、青少年を取り巻く有害環境整備のため、有害図書類、有害玩具類、深夜営業所、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、有害環境の実態の把握や違反店舗の是正を行う。

【社会教育課】

- 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、青少年の麻薬、覚醒剤又は大麻を使用する行為に係る場所の提供及び周旋を規制する。

【社会教育課】

- 繁華街や少年の集まる場所等における街頭補導活動を通じて、薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等を推進する。

【人身安全少年課】

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 重点** ○ 県内の危険ドラッグ販売店等に対し、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく監視と徹底的な取締りを行う。

【薬物銃器対策課、薬事課、東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定等を行い、県民への情報提供を行う。【薬事課】
- 危険ドラッグの疑いがあるものについて、買上検査による成分分析を実施し、必要に応じて県民への情報提供を行う。【薬事課】
- 不動産業界、運輸業界、コンビニエンスストア業界との危険ドラッグに係る協定等に基づき、危険ドラッグ販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等において連携を図る。【薬事課】

(3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

- 新規** ○ 指定濫用防止医薬品等の適正販売の徹底を図るため、周囲の目が届きにくくなる夜間帯に、繁華街にある店舗等への立入調査を実施する。【薬事課】
- 新規** ○ 業界団体に対して、複数店舗での買い回りへの対応・オーバードーズ関連の研修会への参加を要請する。【薬事課】
- 重点** ○ 麻薬等取扱施設に対する立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流しの防止のための指導・監督を行う。
【東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】
- 重点** ○ 薬局や店舗販売業者に対する立入検査の際に、指定濫用防止医薬品等の適正販売を徹底するよう指導を行う。【薬事課】
- 薬局や店舗販売業者に対して、オーバードーズの要因となる頻回購入等の不審な動向を認めた場合は、警察へ通報するなど、関係機関と連携して不適正な入手の防止を図るよう指導を行う。【人身安全少年課、薬事課】
- 大麻草採取栽培者免許を取得しようとする者に対して、関係機関が連携し、相談段階から法令等に基づく厳正な審査・指導を行う。
【薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実
- (2) 相談体制の充実強化
- (3) 適切な医療保護対策の実施

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 新規** ○ 薬物事犯者等の再犯防止を図るため、法定の保護観察終了後も仕事や住居等の生活基盤について担当保護司に継続して相談できる機会を提供し、生活の安定や社会復帰の支援を行う。 【くらし交通安全課】
- 重点** ○ 薬物事犯の検挙者やその家族に対して、再乱用防止への早期介入を図るため、検挙後速やかに医療機関・相談窓口・支援団体の紹介等を行う。 【薬物銃器対策課、薬事課】
- 重点** ○ 薬物乱用者やその家族からの相談を受ける職員の知識や資質の向上、地域全体の薬物乱用防止に関する意識及び知識の向上を図るため、専門家を招き、一般公開で再乱用防止対策講習会を開催する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 依存からの回復支援、相談業務等、薬物の需要削減対策についての連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 薬物事犯で保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用経験者及びその家族を主な対象に、専門職員（精神保健福祉士、公認心理士）による薬物依存からの回復のためのカウンセリング、医療機関や地域社会資源への橋渡し等の支援を行う。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 精神保健福祉センターにおいて、薬物を含む依存者に対し、物質使用障害治療プログラムを使用し、同じような体験、悩みを持つ人が集まり、依存問題からの回復を目指すためのリカバリーミーティングを開催する。 【障害福祉課】

- 重点** ○ 県内の依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、自助グループ（ダルク・NA）と連携し、退院後の薬物依存症者、入院患者、外来患者等による当事者ミーティングを行う。【障害福祉課】
- 民生委員・児童委員の協力の下、関係機関等と連携し、薬物依存者及びその家族の支援に努める。【地域福祉課】
- 保護観察所と連携し、保護観察所の再乱用防止プログラムに精神保健福祉センター職員を派遣するとともに、保護観察期間終了者をリカバリーミーティングにつなげるための当事者面接を行う。【障害福祉課】
- 少年院における薬物乱用防止講話を通じて、大麻を始めとする薬物の危険性、有害性を啓発し、再非行防止を図る。【人身安全少年課】
- 適切な薬物相談対応や回復支援等の効果的な薬物再乱用防止対策を推進するため、関係機関及び関係団体と意見交換や情報共有を行う。【薬事課】
- 法に基づく麻薬中毒者の新たな届出があった際には、生活環境や生活態度等の改善を促し、社会復帰を支援するための観察指導を行う。【薬事課】

(2) 相談体制の充実強化

- 新規** ○ オーバードーズ実態調査を行い、その結果を研修会等で情報提供するとともに、薬剤師や登録販売者に対して、専門家によるオーバードーズ問題を抱える方への接し方等の研修会を実施する。【障害福祉課、薬事課】
- 新規** ○ オーバードーズに関する相談窓口カードの薬局への配架により支援体制を周知する。【薬事課】
- 重点** ○ 学生との協働により、薬物乱用通報・相談窓口に係るリーフレットや動画を作成し、繁華街等のデジタルサイネージでの動画配信、学校やコンビニ等へリーフレット配布を行い、薬物乱用通報・相談窓口の更なる周知を図る。【薬事課】
- 重点** ○ 依存相談、こころの電話相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等を通じて、薬物依存者やその家族に対し、専門相談員による面談、リカバリーミーティング等による支援を行う。
【県民生活課、障害福祉課、薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

- 県のホームページ上のポータルサイトに、相談機関や専門病院等の活動内容を掲載し、薬物問題を抱える人に分かりやすい情報を提供する。 【薬事課】

(3) 適切な医療保護対策の実施

- 精神保健福祉法に基づき、緊急に医療が必要な措置入院者を精神科病院の指定病院にて保護するほか、受診指導及び助言を行う。 【障害福祉課】

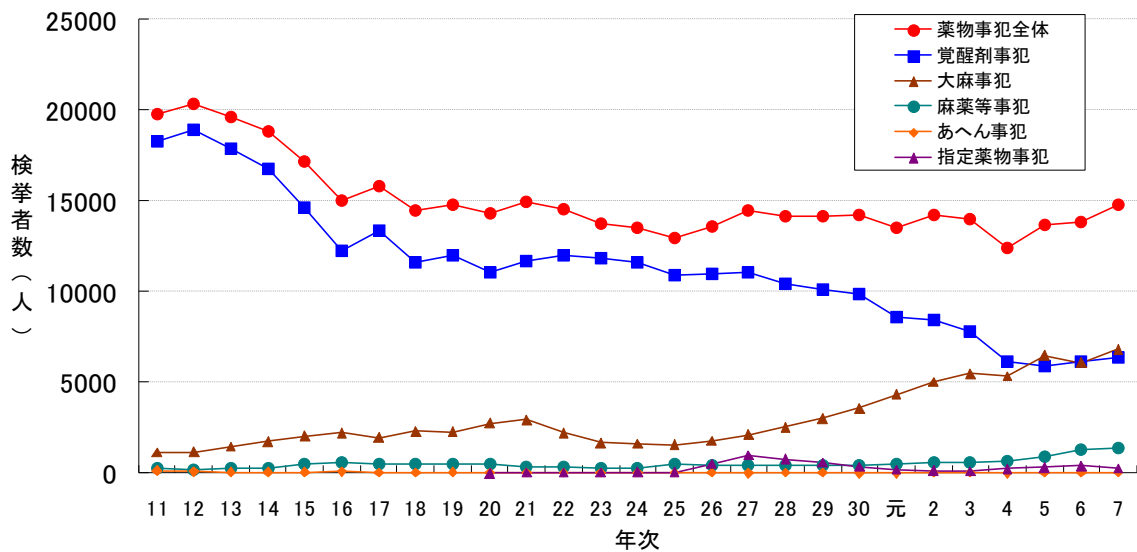
IV 参考（薬物情勢）

1 薬物乱用の状況

(1) 全国の状況

令和7年の薬物事犯の検挙者数は、14,820人で前年より960人増加した。覚醒剤事犯の検挙者数は、6,395人で前年より271人増加した。さらに、大麻事犯の検挙者数は、6,832人で前年より754人増加し、過去最多となった。

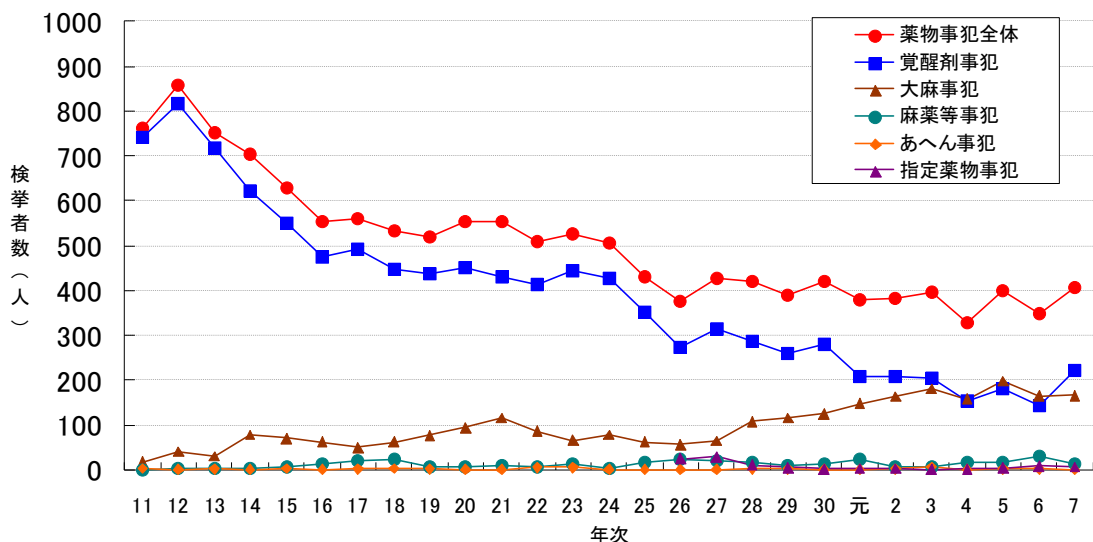
図1 薬物事犯検挙者数の年次推移（全国）



(2) 静岡県の状況

令和7年の薬物事犯の検挙者数は、406人で前年より57人増加し令和になって最多となった。覚醒剤事犯の検挙者数は、220人で前年より76人の増加と減少傾向から増加に転じた。また、大麻事犯の検挙者数は、166人で前年より1人増加と高止まりの状況にある。

図2 薬物事犯検挙者数の年次推移（静岡県）

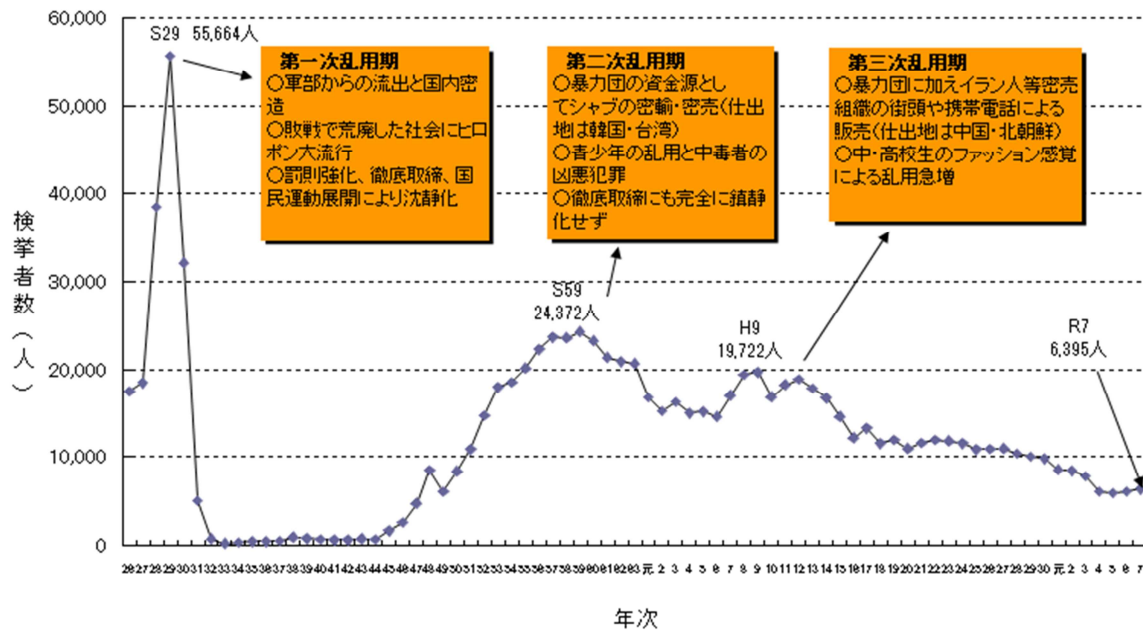


2 覚醒剤乱用の状況

(1) 全国の状況

覚醒剤事犯による検挙者数は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の19,722人から減少傾向にあったところ、令和7年は6,395人と前年より271人増加した。

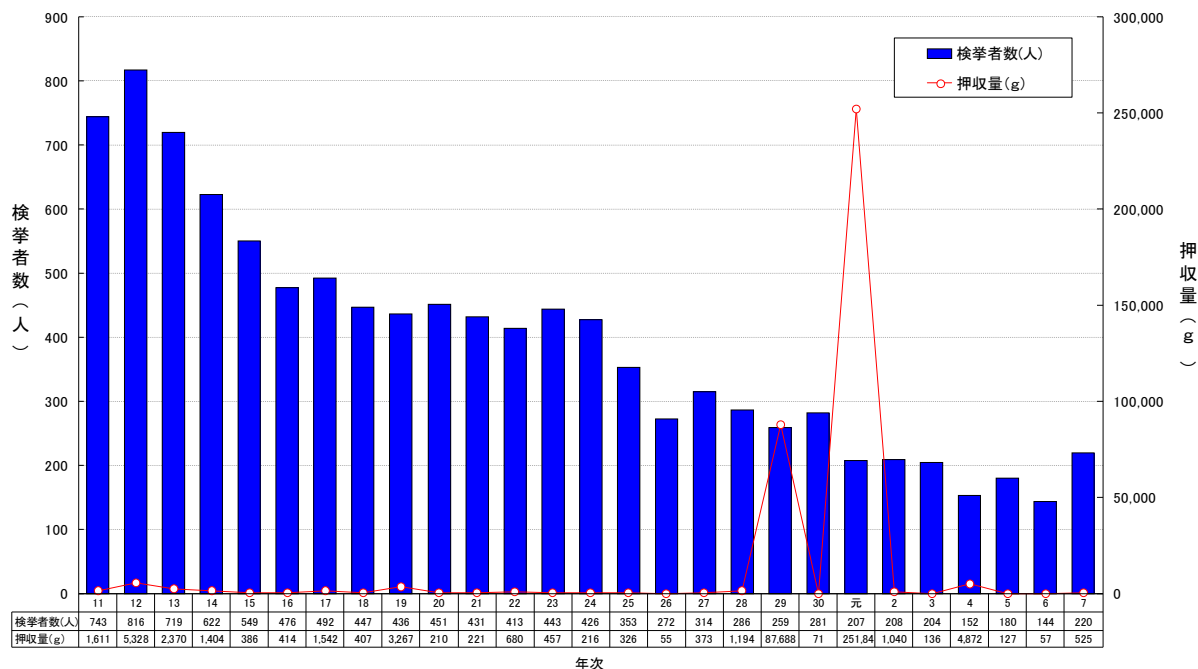
図3 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（全国）



(2) 静岡県の状況

令和7年の覚醒剤事犯による検挙者数は、220人で前年と比較して76人増加し減少傾向から増加に転じた。

図4 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）



(3) 静岡県における少年（20歳未満の者）の状況

少年の覚醒剤事犯による検挙者数は、平成13年から減少傾向にあったが、平成18年以降は横ばいで推移している。

図5 少年の覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）

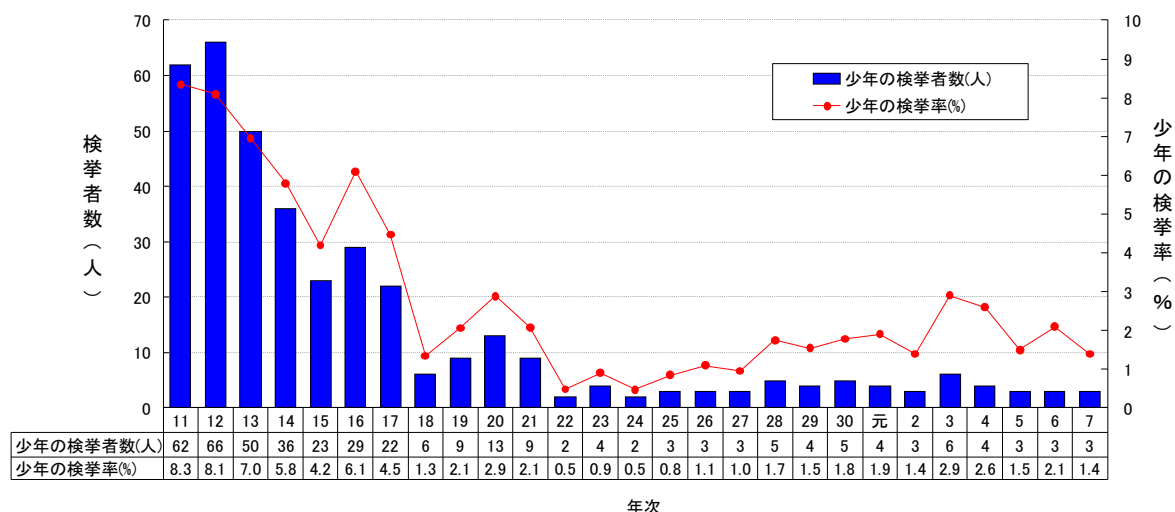


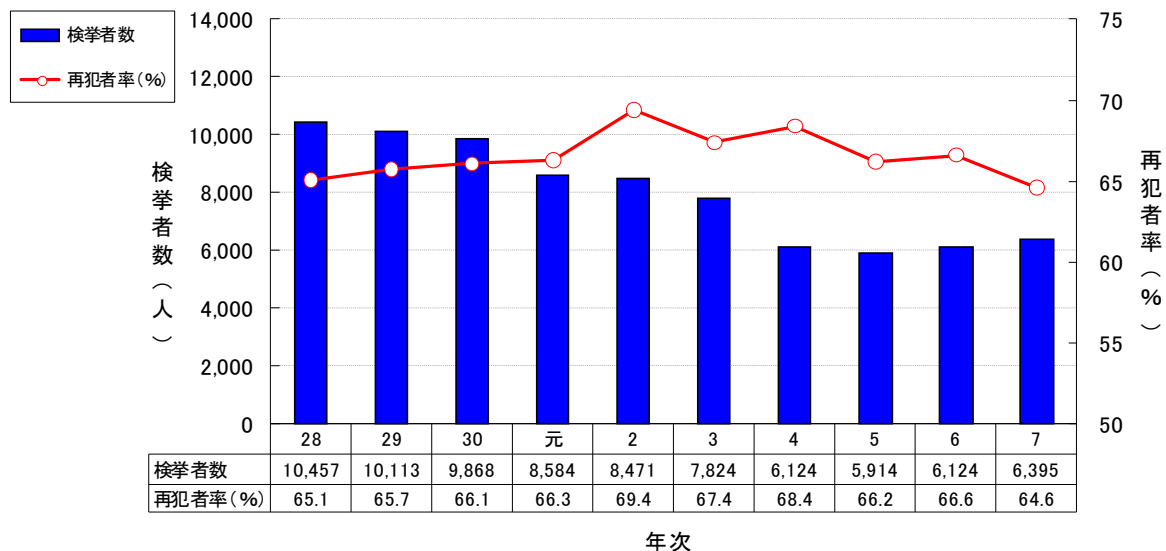
表 1 全国・静岡県における過去5年間の覚醒剤事犯検挙者数等の推移

年 次		3	4	5	6	7
全 国	総検挙者数(人)	7,824	6,124	5,914	6,124	6,395
	少年の検挙者数(人)	115	103	106	113	173
	(%)	(1.5)	(1.7)	(1.8)	(1.8)	(2.7)
	押 収 量(kg)	688.8	289.0	1342.9	1409.0	1628.6
静 岡 県	総検挙者数(人)	204	152	180	144	220
	少年の検挙者数(人)	6	4	3	3	3
	(%)	(2.9)	(2.6)	(1.5)	(2.1)	(1.3)
	押 収 量(g)	136	4872	127	57	525
	検挙者数全国順位	10	10	10	11	—

(4) 全国における再犯者率の状況

令和7年における覚醒剤事犯の検挙者数のうち、再犯者率は64.6%で、大麻事犯(27.4%)と比較して、その割合は非常に高い。

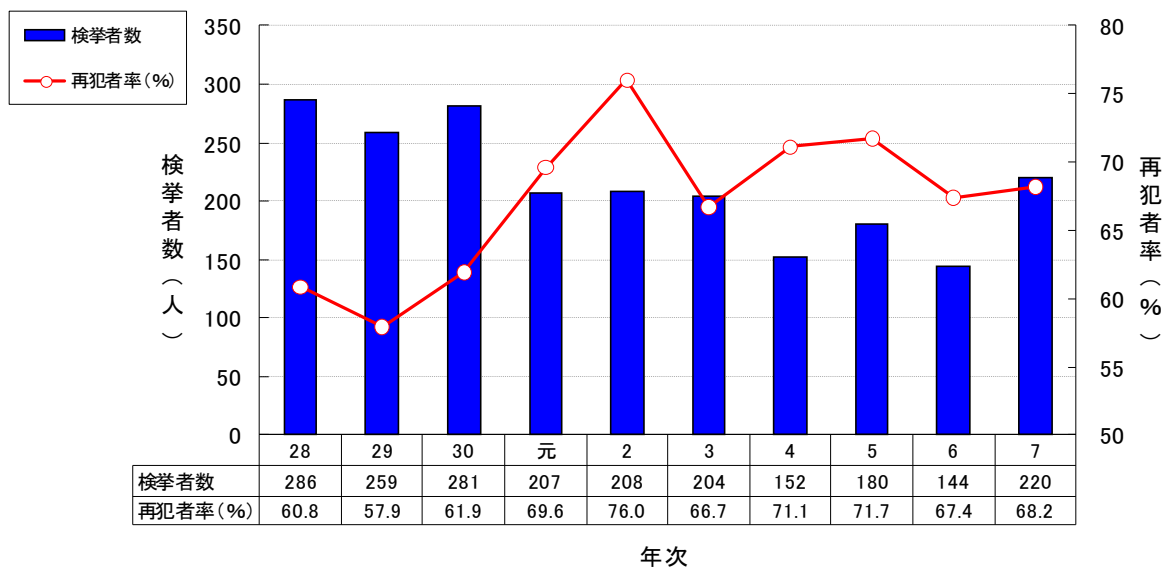
図6 覚醒剤事犯再犯者の年次推移(全国)



(5) 静岡県における再犯者率の状況

令和7年の覚醒剤事犯による検挙者数のうち、再犯者率は68.2%であった。再犯者率は全国と同様に高い水準で推移している。

図7 覚醒剤事犯再犯者の年次推移(静岡県)



3 大麻乱用の状況

(1) 全国の状況

令和7年の大麻事犯による検挙者は6,832人で、前年より754人増加し、過去最多となった。初犯者率が72.6%と覚醒剤の31.8%を大きく上回っている。

青少年(30歳未満の者)の検挙者数は、令和4年以降は全体の7割を超えて高い水準で推移している。

大麻濃縮物押収量は315.3kgと前年より247.7kg増加し、過去最多となった。

図8 大麻事犯検挙者の年次推移(全国)

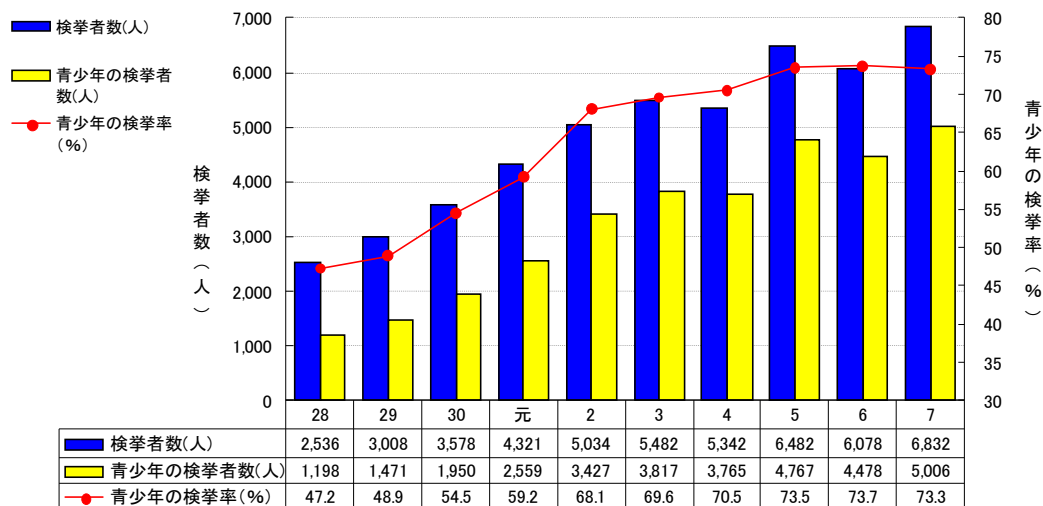


表2 大麻事犯年齢別検挙者数(全国) 年次 (人)

年次	3	4	5	6	7
検挙者数	5,482	5,342	6,482	6,078	6,832
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満 (18.1%)	912 (17.1%)	1,222 (18.9%)	1,128 (18.6%)	1,373 (20.1%)
	20~29歳 (51.5%)	2,853 (53.4%)	3,545 (54.7%)	3,350 (55.1%)	3,633 (53.2%)
	30~39歳 (17.9%)	931 (17.4%)	974 (15.0%)	861 (14.2%)	976 (14.3%)
	40~49歳 (9.2%)	462 (8.6%)	522 (8.1%)	512 (8.4%)	605 (8.9%)
	50歳以上 (3.2%)	184 (3.4%)	219 (3.4%)	227 (3.7%)	245 (3.6%)
うち初犯者数 (構成比率)	4,281 (78.1%)	4,054 (75.9%)	4,935 (76.1%)	4,425 (72.8%)	4,958 (72.6%)

表3 大麻の種類別押収量の推移(全国)

年次	3	4	5	6	7
乾燥大麻(kg)	329.7	289.6	784.5	318.0	428.4
大麻樹脂(kg)	2.1	5.6	1.0	9.2	1.1
大麻草(本)	7,301	7,563	9,312	5,877	4,503
大麻濃縮物(kg)	22.2	74.0	35.7	67.6	315.3

(2) 静岡県の状況

令和7年の大麻事犯による検挙者数は166人で、前年から1人増加した。全検挙者数のうち、青少年が占める割合は72.3%と7割を超えている。また、初犯者率については64.5%と全国と同様に高い水準で推移している。

大麻濃縮物押収量は6,360.6gと前年より6,069.4gの大幅増となった。

図9 大麻事犯検挙者の推移（静岡県）

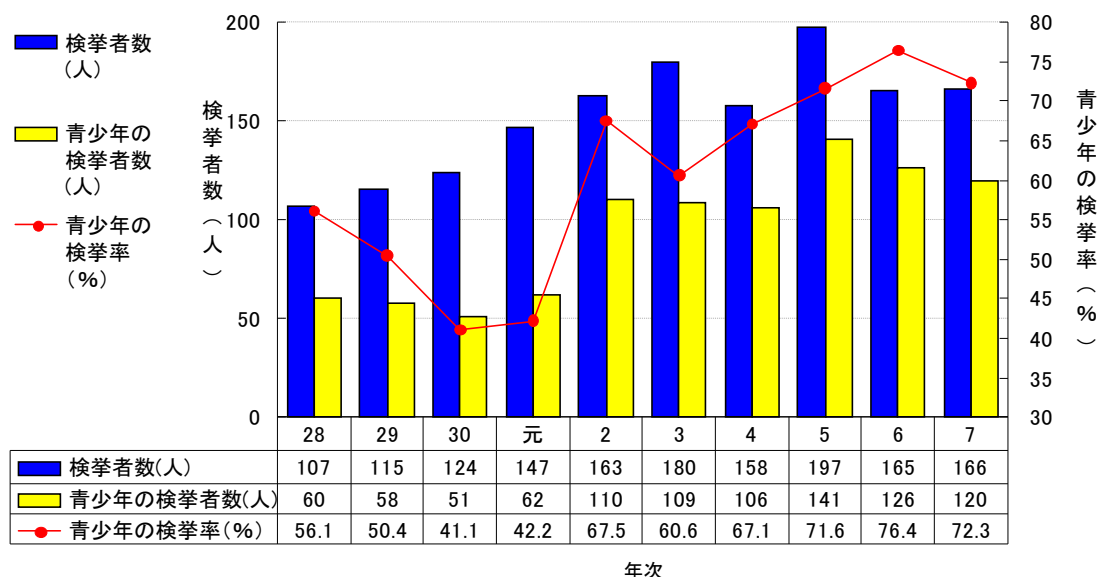


表4 大麻事犯年齢別検挙者数（静岡県）（人）

年次		3	4	5	6	7
検挙者数		180	158	197	165	166
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満	15 (8.3%)	16 (10.1%)	31 (15.7%)	25 (15.2%)	37 (22.3%)
	20～29歳	94 (52.2%)	90 (57.0%)	110 (55.8%)	101 (61.2%)	83 (50.0%)
	30～39歳	34 (18.9%)	33 (20.9%)	27 (13.7%)	15 (9.1%)	26 (15.7%)
	40～49歳	26 (14.4%)	13 (8.2%)	22 (11.2%)	16 (9.7%)	17 (10.2%)
	50歳以上	11 (6.1%)	6 (3.8%)	7 (3.6%)	8 (4.8%)	3 (1.8%)
うち初犯者数 (構成比率)		146 (81.1%)	103 (65.2%)	155 (78.7%)	118 (71.5%)	107 (64.5%)

表5 大麻の種類別押収量の推移（静岡県）

年次	3	4	5	6	7
乾燥大麻(g)	6,245	3,655	5,638	8,348	4,700
大麻樹脂(g)	0.168	0	0	-	-
大麻草(本)	323	82	175	301	224
大麻濃縮物(g)	261.0	32.4	998.5	291.2	6,360.6

4 危険ドラッグ乱用の状況

(1) 全国の状況

危険ドラッグ事犯の検挙者数は、令和4年以降増加傾向にあったが、令和7年は366人と前年より減少した。

表6 全国における危険ドラッグ関連の検挙者数（人）

年次	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反	758	578	346	165	131	111	242	320	398	246
麻薬及び向精神薬取締法違反	126	56	48	17	19	34	37	104	259	120
交通関係法令違反	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0
その他法令違反	29	16	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	920	651	396	182	150	145	279	424	657	366

(2) 静岡県の状況

危険ドラッグ事犯の検挙者数は、令和7年は6人と前年から2人減少したが根絶には至っていない。

また、危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者数は、令和7年は0人と前年から2人減少した。

表7 県内での危険ドラッグ関連の検挙者数（人）

年次	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反	10	5	1	2	3	0	1	4	8	6
麻薬及び向精神薬取締法違反	2	5	3	9	0	0	0	0	0	0
交通関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	10	4	11	3	0	1	4	8	6

表8 県内での危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者及び死者数（人）

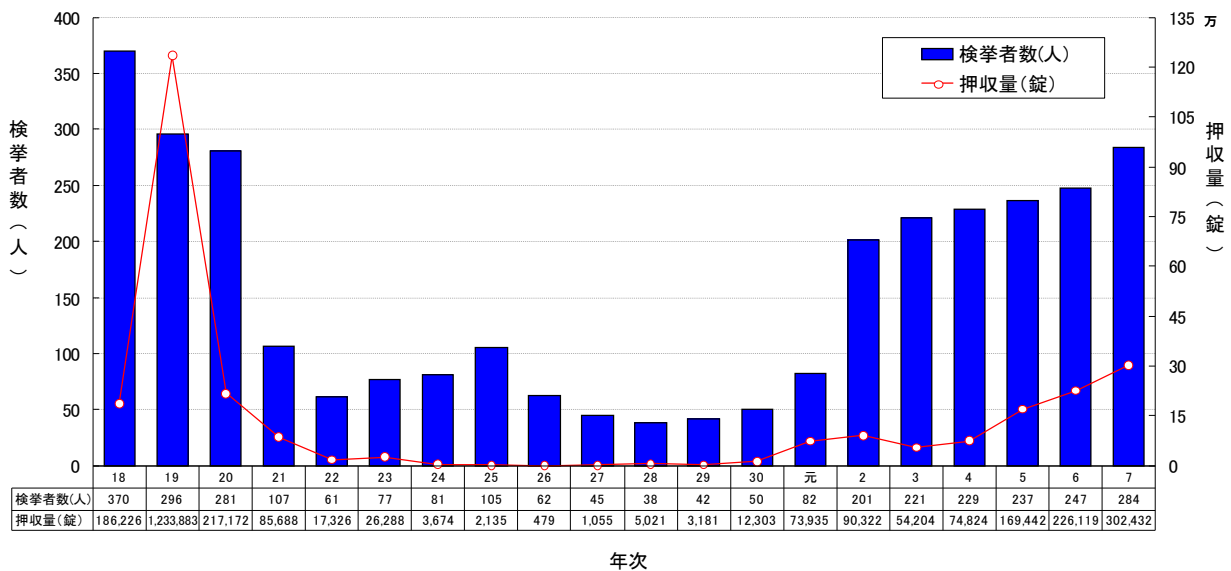
年次	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
救急搬送者数	1	0	0	0	0	0	0	3	2	0
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 MDMA※¹等錠剤型合成麻薬乱用の状況

(1) 全国の状況

令和7年のMDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者数は284人、押収量は302,432錠とどちらも前年より大幅に増加した。

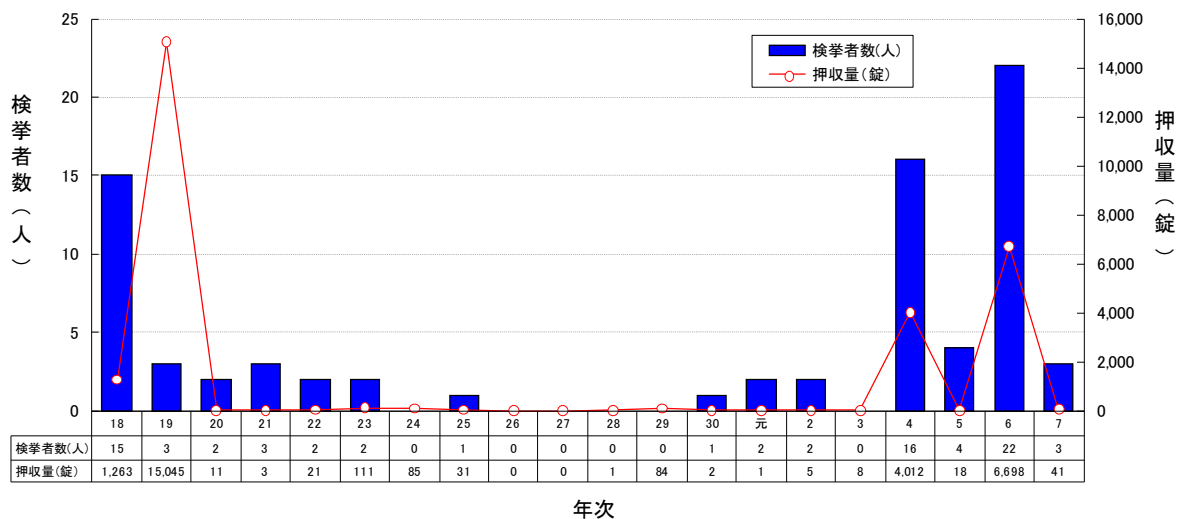
図10 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（全国）



(2) 静岡県の状況

MDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者は令和7年は検挙者3人、押収量は41錠とどちらも前年より大幅に減少した。

図11 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（静岡県）



※1…MDMA：メチレンジオキシメタンフェタミン

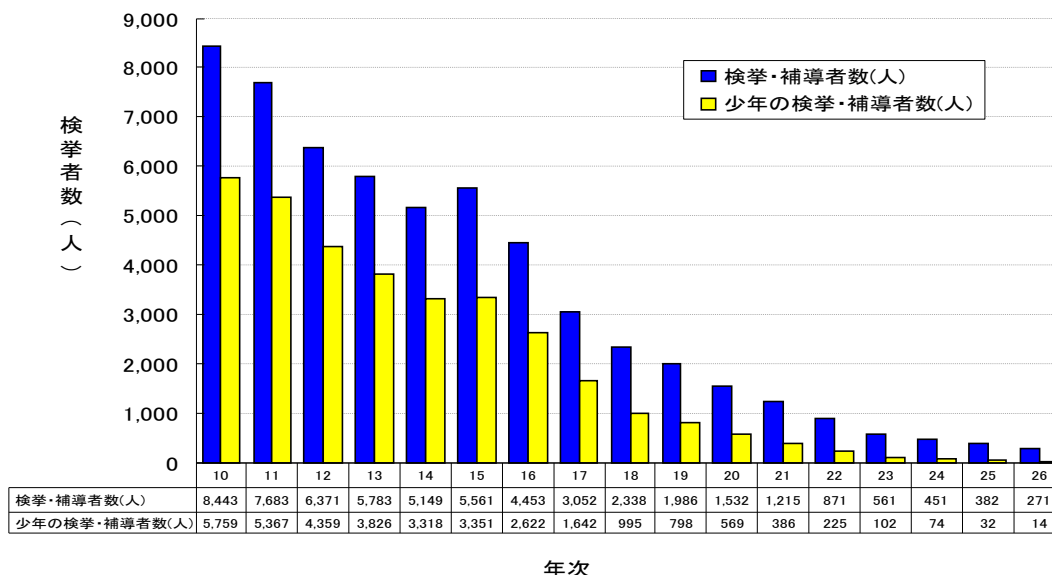
気分や知覚（周囲の物や状況に対する認識）に変化をもたらす合成麻薬のひとつで、麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制される

6 シンナー等有機溶剤乱用の状況

(1) 全国の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は減少傾向にあり、平成26年は271人であった。少年についても同様の傾向で、平成26年は14人であった。(平成27年以降、警察庁統計データなし)

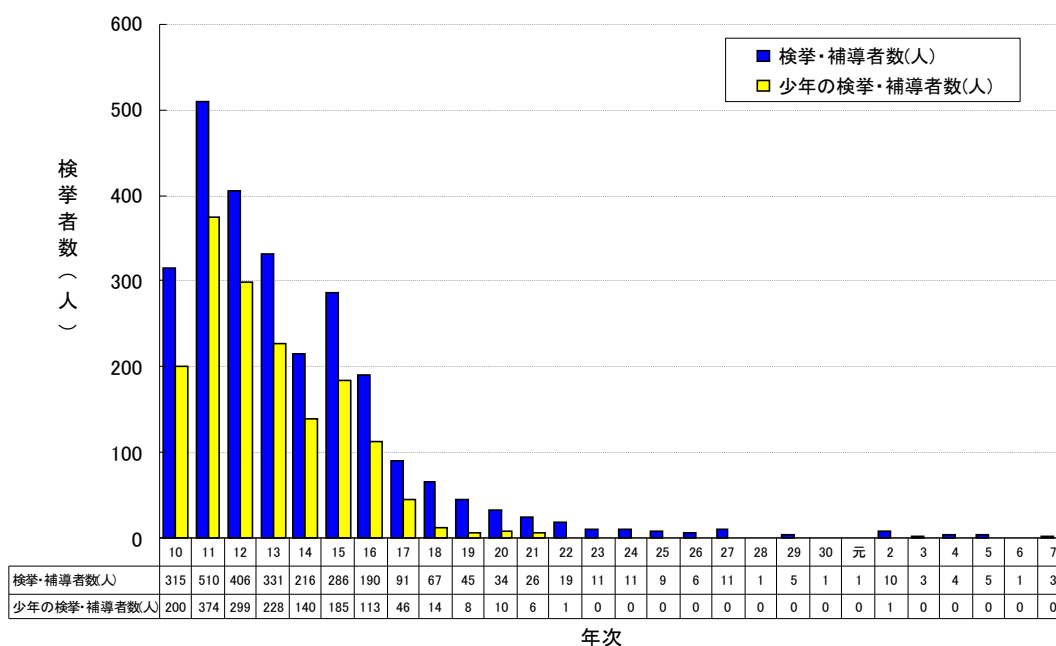
図12 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移(全国)



(2) 静岡県での状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は、平成11年に一旦増加したが、その後は減少傾向にある。令和7年の検挙・補導者数は3人で、そのうち少年の検挙・補導者は0人であった。

図13 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移(静岡県)



7 外国人による薬物事犯の状況

薬物事犯の検挙者数のうち、令和7年の全国の外国人検挙者数は1,502人、静岡県内の外国人検挙者数は51人と、全国、静岡県ともに前年よりも増加した。

表9 全国及び静岡県における外国人による薬物事犯の検挙者数（人）

	年次	3	4	5	6	7
全 国	薬物事犯検挙者数	13,862	12,142	13,330	13,462	14,574
	うち外国人薬物事犯検挙者数	1,086	977	1,201	1,288	1,502
静 岡 県	薬物事犯検挙者数	397	327	399	349	406
	うち外国人薬物事犯検挙者数	38	35	36	28	51

【ここまでの出典：警察庁及び静岡県警察資料】

8 医薬品の過量服薬（オーバードーズ）の状況

（1）全国の状況

全国におけるオーバードーズの状況として、国立精神・神経医療研究センターによる各調査では、過去1年以内の市販薬のオーバードーズ経験の割合として、中学生は約55人に1人、高校生は約70人に1人という結果であった。

表10 全国におけるオーバードーズに関する調査結果（令和6年度調査）
（実態調査結果における過去1年以内の市販薬のオーバードーズ経験の割合）

区分	内容
中学生 （約4万人回答）	・全体の1.8%（男子1.5%、女子2.0%） ・割合に換算すると約55人に1人
高校生 （約5万人回答）	・全体の1.4%（男子0.9%、女子1.7%） ・割合に換算すると約70人に1人

中学生：「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2024）」

高校生：「薬物使用と生活に関する全国高校生調査2024」

【出典：国立精神・神経医療研究センター】

（2）静岡県の状況

県内のオーバードーズの実態を把握するため、令和7年の「オーバードーズ実態調査」及び「医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人数調査」を行った。

①オーバードーズ実態調査

- ・対象：県内全ての小学校・中学校・高等学校
- ・結果：情報提供件数は116件（そのうち、女性が88%、中学生が76%）

表11 男女、学年別件数（件）

区分	小学校	中学校			高等学校			計
	小6	中1	中2	中3	高1	高2 ^{※2}	高3	
男	1	0	3	6	1	1	2	14
女	6	13	25	41	6	5	6	102
計	7	13	28	47	7	6	8	116

※2 中間年次含む

②医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人数調査

- ・対象：静岡市消防局管内(静岡市・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町)及び浜松市消防局管内(浜松市)
- ・結果：救急搬送人数は353人(そのうち、女性が69%、10代・20代が46%)
救急搬送人数は令和2年から令和7年まで年々増加(そのうち、10代・20代は令和2年から令和7年の5年間で1.8倍に増加)

表 12 医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人数(人)

年次	2			3			4			5			6			7		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
10歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10代	6	26	32	10	36	46	6	38	44	6	39	45	11	41	52	15	49	64
20代	14	43	57	16	71	87	22	66	88	11	83	94	15	91	106	26	74	100
30代	9	39	48	8	39	47	14	35	49	24	35	59	16	49	65	19	36	55
40代	14	40	54	9	25	34	12	32	44	14	35	49	14	28	42	17	37	54
50代	7	16	23	8	19	27	4	23	27	18	26	44	10	23	33	12	21	33
60代	5	12	17	5	8	13	6	12	18	4	8	12	7	7	14	7	15	22
70代	5	15	20	7	2	9	4	7	11	5	8	13	8	9	17	9	8	17
80代以上	2	1	3	5	6	11	1	9	10	7	6	13	1	8	9	3	5	8
計	62	192	254	68	206	274	69	222	291	89	240	329	82	256	338	108	245	353

9 静岡県における薬物相談の状況

近年では、SNSの普及等により、薬物を入手しやすい環境が形成されている。また、大麻、覚醒剤、麻薬以外にも危険ドラッグ、さらには向精神薬や市販薬等、乱用される薬物が多様化しており、各保健所での薬物相談窓口や精神保健福祉センターでの依存相談には、様々な相談が寄せられている。

(1) 薬物相談状況

平成26年12月19日には、薬事課に危険ドラッグに関する通報や相談を受ける専用窓口の「危険ドラッグ通報・相談窓口」を設置した。

平成30年4月1日からは昨今の薬物情勢を踏まえ、「薬物乱用通報・相談窓口」に名称を変更した。

(2) 主な相談内容

- ・身近な人物の薬物使用の疑い、向精神薬や市販薬の乱用の相談、どのように対応すればよいのかといった支援方法、警察への通報や捜査を希望する内容の相談が寄せられている。

表13 相談件数

年 度	3	4	5	6	7
保健所及び薬事課	5	5	4	3	16
精神保健福祉センター	26	22	29	24	24
薬物乱用通報・相談窓口	16	6	16	14	10
合 計	47	33	49	41	50

(3) 薬物相談に応じている主な機関の窓口

公 共 の 相 談 窓 口		電 話
県警ふれあい相談室	静岡県警察本部	054-254-9110
薬物乱用通報・相談窓口	静岡県健康福祉部薬事課内	054-221-3317
薬物相談窓口	静岡県賀茂保健所	0558-24-2057
	静岡県熱海保健所	0557-82-9115
	静岡県東部保健所	055-920-2107
	同 修善寺支所	0558-72-2310
	静岡県御殿場保健所	0550-82-1223
	静岡県富士保健所	0545-65-2154
	静岡県中部保健所	054-644-9289
	同 榛原分庁舎	0548-22-1151
	静岡県西部保健所	0538-37-2247
	同 掛川支所	0537-22-3262
	同 浜名分庁舎	053-401-0155
	静岡市保健所	054-249-3158
	同 清水支所	054-354-2214
	浜松市保健所	053-453-6135
	同 浜北支所	053-585-1172
		静岡県健康福祉部薬事課
依存相談	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245 (予約)
麻薬覚醒剤等薬物相談電話	東海北陸厚生局麻薬取締部	052-961-7000
再乱用防止支援電話		052-951-6920

●最寄りの警察署又は静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和6年8月 薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化 ・再乱用防止対策における関係機関の連携した「息の長い支援」強化 ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化 ・国際的な人の往来増加への対応強化 ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- ＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞
 - 薬物乱用防止教室の充実強化
 - 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上
- ＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞
 - 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
 - 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資料への反映
- ＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞
 - 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
 - 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- ＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞
 - 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
 - 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進
- ＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞
 - 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
 - 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実
- ＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞
 - 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
 - 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外的薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- ＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞
 - 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
 - 合同捜査・共同摘発の推進
- ＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞
 - サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
 - 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り
- ＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞
 - 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
 - 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- ＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞
 - 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
 - 合同取締訓練実施による取締り体制の連携・能力向上
- ＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞
 - ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
 - 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- ＜各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞
 - 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
 - 国際機関等との情報共有体制の強化
- ＜我が国の薬物乱用政策の積極的な発信＞
 - 国際的な理解獲得のための積極的な発信
 - 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携
- ＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞
 - 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
 - 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和7年7月29日
薬物乱用対策推進会議

[令和6年の薬物情勢]

- 薬物事犯の検挙人員（医薬品医療機器等法違反によるものを除く。）は14,040人（+225人/+1.63%）と前年より増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は6,306人（+233人/+3.84%）と増加しているものの、6年連続で1万人を下回っている。また、大麻事犯の検挙人員については6,342人（-361人/-5.39%）と減少したが、昨年につき、覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。
- 覚醒剤の押収量は1,473.3kg（-128.3kg/-8.01%）と減少した。大麻の押収量のうち、大麻製品（乾燥大麻、大麻たばこ）の押収量は452.3kg（-397.7kg/-46.8%）と前年より減少した。一方、THC類濃縮物の押収量は147.7kg（+91.2kg/+161.4%）と前年より増加した。
また、コカインの押収量は301.4kg（+245.2kg/+436.3%）と前年より大幅に増加したほか、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量も232,509錠（+62,766錠/+37.0%）と前年より増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は409件（-63件/-13.4%）、検挙人員は475人（-88人/-15.6%）と検挙件数、人員ともに減少した。
- 30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯が1,019人（+72人/+7.60%）と増加した。また、大麻事犯は4,600人（-287人/-5.87%）と過去最高であった令和5年よりは減少したものの、高い割合を占めた。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は66.4%（+0.4%）と前年より増加した。
- 大麻事犯の初犯者率は72.9%（-3.5%）と減少したが、依然として初犯者が占める割合が高い。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は745人（+301人/+67.8%）と前年より増加した。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配布を行った。〔文科・警察・財務・法務・厚労〕
- 大麻の乱用拡大が進む若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、大学等や民間企業における薬物乱用防止講習を実施するとともに、有職・無職少年向けや、高等学校卒業予定者向け等の啓発読本を作成・配布したほか、薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等の講師による学校等における薬物乱用防止教室を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 関係省庁のウェブサイトやSNSへ広報啓発資料・動画を掲載するとともに、広報媒体・手法の工夫として、青少年の目に触れやすい広報媒体を活用し、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いた。また、若年層のうち、インターネット上の行動によって、大麻への関心が高いと思われる者をターゲットにするなどの広報啓発活動を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 家庭及び社会における広報啓発として、各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・こども・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出したり、「運び屋」として利用されたりすることのないよう、法規制や有害性を訴えるポスター等の活用を図ったほか、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門性の向上を目的とした研修及び地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対し、再乱用防止支援の実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど相談窓口の周知を徹底した。〔法務・厚労・警察〕

- 薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るとともに、「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会実務担当者会議」で議論するなどして、新たな取組の試行を含めた検討を実施するなど、関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援に関する対策を実施した。〔法務・厚労〕
- 家族会を開催する民間支援団体等を支援するとともに、保健所及び精神保健福祉センターにおいて民間支援団体と連携して家族教室等を実施した。さらに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 各種捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、令和6年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等2,385人を検挙した。〔警察・法務・財務・厚労・海保〕
- 令和6年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を50人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を166人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約4億8,096万円に上った。〔法務〕
- 危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、32物質を新たに指定薬物に指定した。また、令和6年中、すでに指定薬物として規制された物質のうち、麻薬と同種の乱用のおそれのある8物質を麻薬に指定し、規制を強化した。〔厚労〕
- ダークウェブ、暗号資産を利用した密輸・密売事犯に適切に対応するため、関係機関との情報共有体制や、サイバー捜査に特化した部門の強化や体制整備を推進し、サイバー空間を利用した薬物密輸・密売事犯に対し捜査を展開した。〔警察・厚労・海保〕
- 近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用・大麻草由来成分の活用等の国際的な動向等を踏まえ、令和5年12月に成立した大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の円滑な施行に向けて関係省令を整備し、令和6年12月より、大麻施用罪に係る規定等を適用できることとした。〔厚労〕
- 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行い、薬物分析手法に係る研究・開発を推進した。また、改正法施行後の運用に係る鑑定分析方法等について、関係省庁の実務担当者を集めた会議等を通じて関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和6年中、水際において、約2,579kgの不正薬物の密輸入を阻止したほか、5年ぶりに洋上瀬取り事案を摘発した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（INCB）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、原料物質取扱業者等に対し、管理、流通状況等に係る立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持込み防止のため、英語版をはじめとした複数言語版の啓発資材を関係省庁のウェブサイト等に掲載して情報発信するとともに、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔財務・警察・厚労・法務・外務・海保〕

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際捜査共助等を活用し、国際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。〔法務・警察・財務・厚労・海保・外務〕
- 第67会期国連麻薬委員会（CND）会期間・再開会期会合、第68会期CND通常会合、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）開催のSMART犯罪科学プログラムに関する活動及び世界税関機構（WCO）のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO A/P）が実施する取締りプロジェクト等に参加し、参加各国における薬物の乱用状況、乱用対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

令和6年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,342人となり前年に比べ減少したものの、依然として、覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。特に、大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満の若年層であり、依然として大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える状況にある。令和6年12月及び令和7年3月に改正法の施行を迎えたところであるが、大麻の乱用拡大を阻止すべく、引き続き関係省庁と連携の上、予防啓発や取締りの強化などの対策を徹底していく必要がある。

また、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるよう環境整備を推進していくことが求められており、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るほか、関係機関が連携して、薬物依存症者への各施策を一体的に実施していくこととする。

危険ドラッグ事犯の検挙人員については急激な増加となり、危険ドラッグを摂取したことによる健康被害も報告されている。これは、インターネットや店舗を介し、大麻の有害成分であるTHC類に類似した化合物が蔓延した状態が未だ継続していることが要因の一つといえる。このため、危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令及び販売等停止命令を実施するなど関係機関と連携した取締りの強化を行っているほか、広域的に規制する必要があると認められた製品については、医薬品医療機器等法に基づき、全国的に販売等を禁止する旨を告示している。引き続き、これらの取締りを徹底していくとともに、包括指定を含めた指定薬物への迅速な指定を行い、乱用断絶に向けた取組を行っていく。

また、密輸入事犯の検挙人員は前年より減少したものの、水際での不正薬物全体の押収量は約2,579kgと、初めて2年連続で2トンを超えたことに加え、大麻を含む麻薬の摘発数が過去最高を記録するなど、極めて深刻な状況となっている。我が国で乱用されている規制薬物の大半は海外から密輸入されたものと考えられており、密輸入形態別に見ると、航空旅客、国際郵便物、航空貨物、海上貨物、船員等の全てにおいて、摘発件数が令和5年の摘発件数以上となった。このため、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対する広報協力の働きかけを行うとともに、引き続き、海外渡航者・訪日外国人への規制薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施する必要がある。

さらに、近年、欧米諸国においてフェンタニルやニタゼン系物質などの合成オピオイド等の乱用が深刻な社会問題となっていることに関し、国を跨いだ新たな枠組みの創設が検討されてきた。こうした新たな枠組みの構築、国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を通じ、より一層国際機関や各国機関との連携を強化していくこととする。

静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等薬物の乱用防止対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、静岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項について審議し推進を図るものとする。

- (1) 薬物乱用対策推進方針の策定に関する事。
- (2) 薬物乱用防止対策についての情報共有、相互連絡調整に関する事。
- (3) 薬物乱用防止についての啓発活動の推進に関する事。
- (4) 薬物事犯の取締りの強化に関する事。
- (5) 取扱い業者に対する監視指導に関する事。
- (6) 乱用者、中毒者の治療更生に関する事。
- (7) その他薬物乱用防止対策に関し必要な事。

(組織)

第3条 本部の組織は次のとおりとする。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 1人
- (3) 本部員 若干名

2 本部長は副知事をもってあて、本部の業務を統括し本部を代表する。

3 副本部長は健康福祉部長をもってあて、本部長を補佐し本部長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

4 本部長、副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代行する。

5 本部員は、別表（1）に掲げる者をあてる。

(幹事)

第4条 本部に幹事若干名を置く。

2 幹事は別表（2）の右欄に掲げる者をあてる。

(会議)

第5条 会議は、本部員会及び幹事会とする。

2 本部員会及び幹事会は必要のつど本部長が招集し開催する。

3 本部員会の議長は、本部長とする。

4 会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月22日から施行する。
- 2 静岡県シンナー等乱用対策推進本部設置要綱は、廃止する。
- 3 静岡県覚醒剤乱用防止対策推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年5月21日から施行する。
この要綱は、平成22年12月28日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
この要綱は、平成26年6月6日から施行する。
この要綱は、平成27年5月27日から施行する。
この要綱は、平成28年5月27日から施行する。
この要綱は、平成29年5月26日から施行する。
この要綱は、令和元年5月24日から施行する。
この要綱は、令和2年6月8日から施行する。
この要綱は、令和4年5月27日から施行する。
この要綱は、令和5年4月14日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（1）

静岡県薬物乱用対策推進本部員

職 名
企 画 部 長
く ら し ・ 環 境 部 長
経 済 産 業 部 長
教 育 監
警 察 本 部 刑 事 部 長
厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部長

別表（2）

静岡県薬物乱用対策推進本部幹事

所 属	職 名
企 画 部	広報戦略課長
	総合教育課長
くらし・環境部	県民生活課長
	くらし交通安全課長
健 康 福 祉 部	福祉長寿局地域福祉課長
	こども若者局私学振興課長
	障害者支援局障害福祉課長
	生活衛生局薬事課長
経 済 産 業 部	就業支援局産業人材課長
	就業支援局職業能力開発課長
	農業局農業ビジネス課長
	水産・海洋局水産振興課長
教 育 委 員 会	健康体育課長
	社会教育課長
警 察 本 部	生活安全部人身安全少年課長
	刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
厚生労働省 東海北陸厚生局 麻薬取締部	捜査第二課長